

茨城県報

昭和三十一年六月八日
第三千九百二十五号

規則

茨城県規則第五十号

茨城県検定供用繭抽出に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

昭和三十一年六月八日

茨城県知事 友 末 洋 治

茨城県検定供用繭抽出に関する規則の一部を改正する規則

茨城県検定供用繭抽出に関する規則（昭和三十年茨城県規則第二十八号）の一部を次のように改正する。

第二条中「茨城県蚕業指導所及び地方蚕業指導所」を「蚕業指導所」に改める。
第五条に次のただし書を加える。

ただし、やむを得ない事由があると認められる検定請求者については、検定供用繭抽出届の提出期日を、抽出を受けようとする日の前日までとすることが出来る。

第八条中「地方蚕業指導所」を「蚕業指導所」に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

茨城県告示第四百七十二号

優生保護法第十五条第一項の規定により左記の者を受胎調節実地指導員に指定する。

昭和三十一年六月八日

茨城県知事 友 末 洋 治

茨城県報

第三九二五号

昭和三十一年六月八日

金曜日

(明治三十五年三月十七日) (第三種郵便物認可)

記

茨城県水戸市北三ノ丸一ノ番地
発行所 茨 城 県

茨城県水戸市愛宕町二、一八二
印刷所 茨城県印刷所

指定証 番号	助看保別	住 所	本籍地	氏 名	生 年 月 日
九〇八	助産婦	東茨城郡桂村 大字高久一、二五	茨城県	三村 しな	明治 三〇・三・二〇
九〇九	〃	西茨城郡笠間町 大字福田二、四四	〃	石井 久江	大正 三二・一〇・三三
九一〇	〃	東茨城郡小川町 大字倉敷一、五〇三	〃	堤 まさ	明治 三二・二・二六
九一一	〃	那珂郡那珂町菅谷四、三七四	〃	笹島 むめ子	〃
九一二	〃	那珂郡小瀬村 大字下小瀬三七	〃	五位淵 きの	大正 九・七・六
九一三	〃	那珂郡小瀬村 大字下小瀬二四八	〃	石川 サナイ	〃
九一四	〃	那珂郡藤郷村 大字高部四、四〇七	〃	堀江 タカ	明治 三二・五・五
九一五	〃	那珂郡藤郷村 大字鷺子一、四八三の一	〃	稲葉 ツギ	〃
九一六	〃	那珂郡山方町小貫三三	千葉県	宇佐美 キヨ	大正 二・三・一〇
九一七	〃	那珂郡大宮町 大字東野二、九二六	茨城県	埜 わる	明治 三二・四・二〇
九一八	〃	石岡市大字石川二、七一〇	〃	福田 ツネ	〃
九一九	〃	鹿島郡波崎町八、九四三	〃	磯崎 たみ	〃
九二〇	〃	鹿島郡波崎町九、五三三	〃	金井 かつ	〃

九〇五	〃	鹿島郡波崎町八、四五	〃	内田 こう	三七・二・八
九〇二	〃	北相馬郡守谷町甲三、三四	福島県	大堀 岩	大正 六・二・二五
九〇三	〃	水海道市三坂町一、五五	茨城県	石塚 カツ	六・六・九
九八	〃	真壁郡真壁町大字真壁三四	〃	鈴木 よし子	四・三・三
九〇六	〃	真壁郡明野町 大字海老ヶ島一、五三	〃	吉沢 はる子	明治 四・六・六
九〇七	〃	真壁郡真壁町 大字大塚新田三九	〃	鯉淵 ふみ	大正 六・二・八
九一七	〃	猿島郡三和村 大字産崎二、三六	〃	石山 なか	二・三・一〇

茨城県告示第四百七十三号

食糧管理法施行規則（昭和二十二年農林省令第百三十三号）第二十二條の二または三の規定に基づき左の者を小売販売業者甲として登録した。

昭和三十一年六月八日

茨城県知事 友 末 洋 治

登録番号	登録年月日	営業所の所在地	名称及び氏名
第一、二五三号	昭和 三、六、一	水戸市柳小路三、二三番地	合名会社代表社員 大津米穀店 大津 輝男
第一、二四四号	〃	真壁郡明野町 大字宮後一、〇六の一番地	小島 信義
第一、二五五号	〃	水海道市淵頭町三、九四番地	有限会社代表取締役 石黒商店 石黒 瑞代

茨城県告示第四百七十四号

食糧管理法施行規則（昭和二十二年農林省令第百三十三号）第三十二條の規定に基づき左の者を小売販売業者丙として登録した。

昭和三十一年六月八日

茨城県知事 友 末 洋 治

登録番号	登録年月日	営業所の所在地	名称及び氏名
第七七号	昭和 三、六、一	鹿島郡波崎町八、九三番地	多田 倉吉
第七六号	〃	鹿島郡波崎町五、三〇六番地	大塚 かつ子
第七五号	〃	鹿島郡波崎町九、四七番地	三河 量平
第七〇号	〃	鹿島郡波崎町九、四三番地	根本 やす
第七六号	〃	鹿島郡波崎町八、四三番地	小林 直作

第一、三六号	〃	鹿島郡波崎町一、九六の一番地	岡野 昭
第一、三七号	〃	鹿島郡波崎町五、三〇六番地	大塚 かつ子
第一、三九号	〃	鹿島郡波崎町八、九三番地	多田 倉吉
第一、三九号	〃	鹿島郡波崎町八、九三番地	小林 直作
第一、三〇〇号	〃	鹿島郡波崎町九、四七番地	三河 量平
第一、三〇一号	〃	鹿島郡波崎町九、四三番地	根本 やす

茨城県告示第四百七十五号

食糧管理法施行規則（昭和二十二年農林省令第百三十三号）第三十五条の規定に基
き左の者をとう精業者として登録した。

昭和三十一年六月八日

茨城県知事 友 末 洋 治

登録番号	年月日	営業所の所在地	名称及び氏名
第一、二五五号	昭和三十一年六月八日	鹿島郡波崎町八、九三九番地	多田倉吉
第一、二六六号	〃	鹿島郡波崎町五、三〇六番地	大塚かつ子

茨城県告示第四百七十六号

保険医の診療所々在地が左のとおり異動した旨、届出があつたから健康保険及び船員保険の保険医及び保険薬剤師の指定に関する件（昭和二十三年七月厚生省令第三十二号）第六条の規定によりこれを告示する。

昭和三十一年六月八日

茨城県知事 友 末 洋 治

異動年月日	診療科名	新診療所々在地名称	旧診療所々在地名称	氏 名
三、五、三	齒 科	土浦市本町九〇六ノ三 久保木齒科医院	東京郡品川区西三ノ八高 品川三ノ八高 土佐齒科診療所	久保木 康 輔
三、五、一	〃	勝田市武田 山本齒科医院	那珂湊市平磯 山本齒科医院	山本 一 郎

茨城県告示第四百七十七号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）の規定による左記指定医療機関は
辞退した旨、届出があつた。

昭和三十一年六月八日

茨城県知事 友 末 洋 治

指定番号	所 在 地	名 称	辞退年月日
------	-------	-----	-------

四四	行方郡玉造町	玉造 医院	昭和三十一年四月十日
四六	行方郡玉造町神山	現原診療所	昭和三十一年四月二十日

茨城県告示第四百七十八号

左のとおり産看護婦名簿に登録をした。

昭和三十一年六月八日

茨城県知事 友 末 洋 治

免許番号	種 別	登 録 年月日	住 所	氏 名	生 年 月 日
三七	産看護婦	昭和三十一年六月八日	北茨城市関南町 仁井田三三	根 本 文 子	昭和三十一年二月二七
三八	〃	〃	石岡市大字石岡五三	小 笹 和 子	一四、一、二四
三九	〃	〃	常陸太田市西一丁目	須 田 ゆ き	一三、三、二四
四〇	〃	〃	久慈郡金砂郷村花房三三	安 島 京 子	一三、三、三三

茨城県告示第四百七十九号

次の医師を保険医として指定したので、健康保険及び船員保険の保険医及び保険業済師の指定に関する件（昭和二十三年厚生省令第三十二号）第三条の規定により告示する。

昭和三十一年六月八日

茨城県知事 友 末 洋 治

指定年月日	診療科名	診療所々在地、名称	氏名
三、五、一	内科	水戸市柵町二 水戸赤十字病院	近藤忠雄
〃	耳鼻咽喉科	北相馬郡取手町大字取手甲七三 寺田耳鼻咽喉科医院	内田豊
〃	産婦人科	下妻市大字下妻丁一四 中岫病院	中岫信男
三、五、三	外科、内科 産婦人科	久慈郡大字町大字町付 永島診療所	永島利之
〃	呼吸器科	常陸太田市磯部町中道一〇五 慈仁会清峰荘	磯野健太郎
三、五、一	産婦人科 内科、外科	猿島郡三和村字尾崎三、八〇 塚原医院	塚原浩一
〃	小児科	筑波郡谷田部町字谷田部一、九六 横田小児科医院	横田浦子
三、五、〇	産婦人科	水戸市渡里町三、三 野添産科婦人科医院	野添四郎
〃	外科、内科	下館市丙五九 宮田病院	宮田雅夫
三、五、六	外科	下妻市大字下妻丁八、一〇七 菊山外科医院	霜田俊丸
三、二、一	齒科	東茨城郡石崎村字石崎 石崎村国保直営診療所	小野弘
三、五、一	〃	古河市石町五、五〇 小倉齒科医院	金田和夫
三、五、一	〃	結城市字結城一、四三 塚田齒科医院	塚田要
三、五、一	〃	那珂湊市平磯町一、二六 葛城城医院	葛城泰山

茨城県告示第四百八十号

茨城県家畜伝染病まん延防止規則（昭和二十七年茨城県規則第四十七号）第八
条第一項の規定にもとずき流行性脳炎予防のための指定区域家畜の種類、物品及
びその他の必要な事項について左のとおり告示する。

昭和三十一年六月八日

茨城県知事 友 末 洋 治

記

- 一 出入禁止区域
常陸太田市のうち旧河内村の区域
- 一 家畜の種類、物品
馬及び流行性脳炎の病源体をひろげるおそれのある物品
- 一 その他必要な事項
船車に積載のまま通過するものはこの限りでない。

茨城県告示第四百八十一号

家畜伝染病が左記のとおり発生した。

昭和三十一年六月八日

茨城県知事 友 末 洋 治

記

病名	家畜の種類	頭数	発生日	決定日	転帰	発生場所
流行性脳炎疑似	馬	一	六月五日	六月六日	隔離中	常陸太田市町屋町

累計 疑似 一頭

茨城県告示第四百八十二号

児童福祉法施行細則第二十四条の規定による措置等のために支出する費用の基
準（昭和二十八年五月茨城県告示第三〇七号）の一部を次のように改正し、土浦
市荒川沖保育所、土浦市霞ヶ岡保育所は昭和三十一年五月一日から、日立徳風学

園、土浦愛隣会保育所、阿字ヶ浦保育園は昭和三十一年六月一日から適用する。
昭和三十一年六月八日

茨城県知事 友 末 洋 治

別表(一)の(ロ)のうち

学	日立徳風園	日立市宮田町本三番地	乙	八〇、七四、七三、四九	〃	〃	〃	五七〇、三〇、一九、〇一
---	-------	------------	---	-------------	---	---	---	--------------

学	日立徳風園	日立市宮田町本三番地	乙	七五、五八、五八、五五	〃	〃	〃	五七〇、三〇、一九、〇一
---	-------	------------	---	-------------	---	---	---	--------------

学	土浦市荒川	土浦市荒川三番地	乙	八〇、九〇、八〇、六六、三六、七〇、三三、三〇、二二、五五、七〇、三〇、一九、〇一	〃	〃	〃	〃
---	-------	----------	---	---	---	---	---	---

学	土浦市霞	土浦市大字四番地	乙	八六、五八、四〇、七、六	〃	〃	〃	〃
学	土浦市霞	土浦市大字四番地	乙	八六、五八、四〇、七、六	〃	〃	〃	〃

を

学	土浦市荒川	土浦市荒川三番地	乙	八〇、六五、一〇、三三、一七	〃	〃	〃	〃
学	土浦市霞	土浦市大字四番地	乙	八六、五八、四〇、七、六	〃	〃	〃	〃
学	土浦市霞	土浦市大字四番地	乙	八六、五八、四〇、七、六	〃	〃	〃	〃

に

学	阿字ヶ浦那珂湊市前	丙	八四、六九、六三、三三	〃	〃	〃	〃	〃
---	-----------	---	-------------	---	---	---	---	---

阿字ヶ浦那珂湊市前	丙	八四、六九、六三、三三	〃	〃	〃	〃	〃
-----------	---	-------------	---	---	---	---	---

公 告

◎募金の許可

募金取締に関する条例(昭和二十五年条例第三十九号)第三条の規定に基づき左記の募金を許可した。

昭和三十一年六月八日

茨城県知事 友 末 洋 治

記

一 募金責任者 水戸市千波町 茨城県立ろう学校体育後援会

会長 唐 笠 昇

二 募金目的 茨城県立ろう学校体育設備資材等購入資金

三 募金額 参拾万円

四 募金区域 県下一円

五 募金期間 許可の日から三十日間

◎土地改良区の役員の就退任

猿島郡岩井町長須に事務所をおく松下土地改良区から左記のとおり役員が退任及び就任した旨届出があつたから土地改良法第十八条第十一項の規定によつて公告する。

昭和三十一年六月八日

猿島土地改良事務所長

技 師 小 林 貞 良

一 退 任

記

就任

住	所	職名	氏名	摘要
猿島郡岩井町大字長須	六三八	監事	倉持河之助	昭和三十一年五月三十一日退任
〃	一、〇九九	〃	鈴木宣一	
〃	三、二一〇	〃	野口与一郎	
猿島郡岩井町大字長須	六三八	代表監事	倉持河之助	昭和三十一年六月一日就任
〃	一、〇九九	監事	鈴木宣一	
〃	三、二一〇	〃	野口与一郎	
〃	一九四	〃	吉沢才次郎	

◆ 県政の総覧 ～ 県民の六法 ◆

…… 茨 城 県 報 ……

茨城県の行政機構、財政、農林、水産、商工、土木、衛生、労働、公安、教育、文化、民政等あらゆる行政にわたる県民の権利、自由もしくは利害に直接間接関係のある条例、規則、告示、公告等はいずれも「茨城県報」に登載し公表されます。

県政を理解することは県民の皆さまの事業活動、日常生活のため必要でありぜひ知つてもらわねばならないので県では実費でこの県報の有償配付をいたしております。

購読御希望の方は、総務部文書課あてお申し込み下さい。購読料は、送料とも一ヶ月百円であります。